

米国増加する研究活動税額控除額のご紹介ー Form6765

増加する研究活動税額控除額は一般的な商業税額控除の1つです。目的は、米国企業が研究費を増やし、イノベーションを維持することを奨励することです。研究費は米国IRSの関連する規定に従う必要があります。企業も特定の条件を満たさなければなりません。

適格研究費は、次の2つの条件を満たす必要があります。

1. 研究費は、第174条に規定される費用に該当する必要があります。本質的に、研究の目的は、技術情報を発見することであり、且つ当該情報の応用が納税者の商品を開発または改善できます。
2. 研究は実験プロセスの要素でなければなりません。研究活動は、品質、信頼性、性能および新機能の向上に関連する必要があります。研究活動はまた、別々に納税者の各商品に応用される必要があります。

増加する研究活動税額控除額は、以下の8つの活動に使用できません。

1. リサーチ又は学習。
2. 社会科学、芸術、人文科学の研究。
3. 既存のプロセスまたは製品をコピーする。
4. プエルトリコ、米国または米国領土外で実施される研究。
5. 特定の顧客のニーズを満たすために研究される製品またはプロセス。
6. 商業生産開始後に実施される研究。
7. 政府機関などの他の人によって後援される研究。
8. 特定の社内パソコンのソフトウェアに関連する研究。

代替ミニマム税 (AMT) の控除に使う時、適格小企業には、パートナーシップ、個人事業主、非上場の株式会社が含まれます。また、これらの小企業は以下の条件を満たす必要があります。

1. 適格小企業の場合、税額控除が申請される課税年度の前の3課税年度の平均年間総収入は5,000万ドルを超えてはなりません。さらに、売上返還も価格の引き下げも課税年度の総収入が減少する原因になることがあります。企業の存続期間が3年未満の場合、小企業の存続期間を基数として平均年間総収入を計算します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

2. 課税年度の総月数が 12 か月未満の場合、小企業の総収入に短期総収入を掛けて 12 を掛けて、それに短期納税年度の総月数で割ります。

給与税の控除に使う時、適格小企業には、パートナーシップ、株式会社、小規模法人が含まれます。これらの小企業はまた、以下の条件を満たす必要があります。

1. 小企業が 501 節に規定される非課税組織であってはなりません。
2. 小企業の課税年度期間の総収入は 500 万ドルを下回る必要があります。
3. 当年の会計年度を含む 5 会計年度前に、小企業はいかなる総収入もありません。

適格小企業は年度選択を行うことができ、研究活動税額控除を使用して最大 25 万ドルの雇用主の社会保障税の一部を控除できます。控除額の上限は、25 万ドル以下の選定限度額又は当年の研究活動税額控除額、または前課税年度から繰り越された一般商業税額控除額のいずれかのうち最も低い額です。給与税の控除は、所得税申告書の期限日(延期も含む)までに選択しなければなりません。小企業は課税年度の 5 年前またはそれ以前に給与税の控除を選択した場合、課税年度にこの選択をすることができません。小企業は米国 IRS の承認を受けてこそ、承認された給与税控除の選択を取り消すことができます。

Form 6765 は A、B、C、D の 4 つの部分によって構成されます。小企業は増加する研究活動税額控除額を計算する際に、通常研究活動税額控除または代替簡素化税額控除の 2 つの方法を採用できます。通常研究活動税額控除を選択する場合は A 部分だけに記入すれば済み、代替簡素化税額控除を選択する場合は B 部分だけに記入すれば済みます。A、B 部分は主に、エネルギー研究に支払う費用、適格組織に支払う基礎研究費などを含んでいます。代替簡素化税額控除を選択すると、この計算方法を課税年度以降のすべての年度に使用しなければなりません。小企業はこの 2 つの方法で別々に増加する研究活動税額控除額を計算してから、より高い控除額を算出した方法を選択することができます。A 又は B 部分を通じて小企業の当年度の増加する研究活動税額控除額を算出した後、小企業の事業構造に基づいて C 部分に記入することで報告する必要があるその他フォームやスケジュールを確定することができます。大多数の小企業の場合は、C 部分を考慮しなくてもいいです。小企業は給与税額控除を選択するときのみ D 部分に記入する必要があります。小企業は小規模法人またはパートナーシップではない場合に、D 部分に記入する前に Form3800 の記入が必要です。

参考:

<https://www.irs.gov/instructions/i6765>

<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f6765.pdf>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com